

大田市告示第115号

森林組合法（昭和53年法律第36号）第100条の22第3項による組織変更の認可通知を受けたことにより、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和5年7月25日

大田市長 楫野 弘和

1. 認可した地縁による団体

(1) 名 称 池田自治会

(2) 規約に定める目的

- ア 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- イ 美化・清掃等区域内の環境の整備
- ウ 集会施設の維持管理
- エ 所有森林の維持管理
- オ その他本会の目的達成のため必要と認めること

(3) 区 域

本会の区域は概ね、大田市三瓶町池田地内にある池の原、小田、大江、高利、定、町、西田、奥畑、野畑、楨原の集落自治会の区域とする。

(4) 事 務 所 大田市三瓶町池田2085番地1

(5) 代表者氏名 中間功

(6) 代表者住所 大田市三瓶町池田2085番地1

(7) 裁判所による代表者の職務執行停止の有無、並びに職務代行者選任の有無
無

(8) 代理人の有無 無

(9) 解散の事由

- ア 地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- イ 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(10) 森林組合法第100条の20第2項第7号の日又は同法第100条の22第1項の認可を受けた日のいずれか遅い日 令和5年9月1日